

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会
建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ
社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 省エネルギー判断基準等小委員会
合同会議（第7回）

平成27年9月11日

（事務局） 定刻になりましたので、第7回合同会議を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私、事務局を務めさせていただきます〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、マスコミ等の取材希望がありますので、よろしくお願いいたします。

なお、資料及び議事内容は委員の名前を伏せた形で、インターネット等において公開することといたしたいと存じますので、予めご了承ください。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お手元でございます議事次第、裏面に配付資料一覧というのが書いてございますけれども、実際の配付資料と相違がないか、ご確認いただければと思います。不足などございましたら、事務局までよろしくお伝えください。

また、本日もご欠席の委員でございますが、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員がご欠席でございます。

カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは〇〇議長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

（議長） 皆さん、こんにちは。ようやく晴れ渡りまして、少し気分も晴れたかなと思いますけれども、私の勤務先の隣の町では大変な被害に遭っていますので、あまり喜んでばかりはおられません。被災地にはお見舞いを申し上げます。

大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の議題は、「建築物省エネ法に基づく基準の整備について」ほかでございます。では、議事に従いまして、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局） 国土交通省の〇〇でございます。

それでは、議事の「建築物省エネ法に基づく基準の整備について」について、ご説明させていただきます。まず資料2をご覧ください。お願いします。「建築物省エネ法に基づく

基準の整備について」ということで、こちらは前回の8月20日の小委員会でのいろいろな意見をいただいた部分について、考え方を示させていただいた資料になってございます。

ページをめくっていただきまして1枚目、資料の2-1と書いてある、標準入力法とモデル建物法の特徴比較というものをあけていただければと思います。前回の会議で、やはりモデル建物法の適用範囲の拡大について、いろいろな意見をいただいたところがございます。再度、そのモデル建物法が標準入力法とどういうふうに違うのか、それから審査時間ですとか計画変更への対応ですとか、そういった状況としてどのような違いが出てくるのかということをお簡単にまとめさせていただいてございます。

まず、上のほうの表から見ていただきますと、書類作成の手間ですとか審査時間で比較すると、標準入力法については、より詳細な入力、審査が必要になってくると。一方でモデル建物法については、入力項目が大分簡素化されるといったようなところで申請も審査も省力化することが可能になってございます。

それから計画変更への対応ということで、建物の計画は、確認を出した後も計画変更等あると思いますけれども、そういったときにどんな手続になってくるのか。標準入力法につきましては、各室用途ですとか、それから面積、こういったものの変更に伴って計画変更の手続が必要になってくる。計画変更の手続が必要になるということは、再計算ですとか再判定が必要になるといったようなことになってございます。一方でモデル建物法につきましては、これはモデル建物において計算するというようなところがございますので、標準入力法に比べるとということですが、計画変更の頻度は少なくなるんじゃないかと想定してございます。

それから計算の結果、得られる評価結果ですが、標準入力法のほうがより精緻な評価結果が可能になってくる。いろいろな省エネ上の工夫についても、こちらのほうがきちんと評価することができるという特徴があるかと思えます。一方でモデル建物法としましては、これは標準入力法よりも安全側、標準入力法でバツとなる建物がモデル建物法でマルとならないようにということで、不利側の評価結果が出るようになってございまして、これは基本的にはマル・バツをつけるための判定方法ということで認識しているところでございます。

こういったことを踏まえ、今後、標準入力法とモデル建物法をどういうふうにするかということをお考えますと、例えば標準入力法のほうにつきましては、設計時のシミュレーションでありますとか、それから性能の表示等に生かすための性能値の計算、こういったも

のに使っていただくのが適しているんじゃないかと考えてございます。一方でモデル建物法につきましては、一定の基準に適合しているかどうか。マル・バツをつけるためのツールとして、判定を簡便に行うツールとして使うことが有効なんじゃないかなろうかということ考えてございます。

そういったことを踏まえまして、対応方針ということで、一番下の四角に案を書かせていただいていますけれども、標準入力法につきましては、例えば省エネ性能の表示をする際ですとか、そういった場合に精緻な計算をやっていただいて、計算した結果、一次エネルギー消費量等を表示していただくという使い方が考えられるだろうと。一方でモデル建物法につきましては、前回の小委員会の中でも建築計画上の工夫がもっと反映されるようにすべきじゃないかという意見もいただきましたので、そういった改良を行った上で適合判定、それから誘導基準認定といったところで、マル・バツをつけるような判定の際にはこちらを使っていったらどうかと考えてございます。

もうちょっと詳細に2ページ目以降、ご説明があるんですけども、まず2ページ目のほうが、標準入力法とモデル建物法を比較した場合の審査にかかる時間というのをざっと試算したものを示してございます。審査の相談ですとか、性能の評価ですとか、それから受付等の書類チェックの時間ですとか、そういったものを積み上げて出したものですけども、標準入力法で大体1万3,000分、一方でモデル建物法だとその半分の6,500分ぐらいという試算結果になってございまして、さらに標準入力法のほうには計画変更時という、点線で書いてある四角がありますけれども、こちらを見ていただいてわかるように、計画変更の頻度がやはり標準入力法のほうが多くなるかということを考えますと、2倍というよりもさらに審査にかかるような時間は差が出てくるんじゃないかなと認識しておるところで、やはり、特に義務化の基準への適合判定ということを見ると、モデル建物法でより簡便に行えるようになったほうが、実際の法の施行も円滑に回るんじゃないかと認識しておるところでございます。

ページをめくっていただいて次のページのところで、前回、〇〇委員からも、建築確認と建築物省エネ法の関係はどうなっているのかというようなご質問もいただいたところで、ちょっとまとめ直したものですけれども、これ、左側に現行の省エネ法による省エネの届出のフローを書いてございます。右側が新法に基づく適合判定のフローになってございます。

まず左側を見ていただくと、これは省エネ措置を所管行政庁に届け出ていただく。基準

に適合しているかどうかというところがわかるような書類を出していただきまして、所管行政庁としては著しく不十分かどうか、判断基準から大きく離れていないかどうかというところを見た上で、必要に応じて指示、公表、命令を行うといったような手続がございます。さらに、工事を実施した後も計画の変更があった場合には出し直していただいて、これも同様に著しく不十分な場合には指示、公表、命令を行うといったような措置が現行法の中で規定されているところでございます。

一方で平成29年の4月から予定と書いておりますけれども、今後、新法においてどうなるかというのが右側に書いているところでございまして、出していただく書類としては適合性判定の書類ということで、基準に適合しているかどうかを確かめていただく書類なんです。この効果というのが変わってきまして、右側の黒い建築確認申請の受付と書いてあるところの流れと関連づけられる。要は建築基準法の手続とリンクしてくるということで、非常に厳格化されると言えるんじゃないかと考えてございまして、簡単に申し上げますと確認の段階で省エネのほうの適合性判定が出ていなければ、従来は、場合によっては指示、公表、命令をされるということでしたけれども、今後は建築確認がおりなくて着工できないというふうに変ってくる。それからまた工事の開始後の計画変更の場合にも、同様な適合判定がとれなければ当該工事に着工できないということになりますし、それから完了検査ともひもづけられる形になりますので、完了検査で実際の計画書と違うものが出来ているということであれば、これは完了検査後、使用できないということになりますので、省エネ措置の計画書等を出していただいて、その後の手続が大きく変わってくるということは言えようかと思っております。

というようなことを踏まえまして、先ほど、最初に申し上げたようにモデル建物法でうまく運用していったらどうかと考えて提案させていただいているんですけども、4ページ目になりますが、モデル建物法を改良する内容というのはどういうものかというのをご説明した資料になってございます。こちらは現行のモデル建物法の評価に、さらに補正係数を加えてはどうかというご提案になってございます。要は建物の建築計画上の工夫、建物形状等が評価されにくいんじゃないかというようなご指摘もいただいたところですので、空調室の外皮面積を床面積で割った値というのを補正係数として導入してはどうかと考えてございます。

ちょっと下の試算を見ていただければと思いますけれども、例えば、真ん中あたりに現状BEI/ACが0.97となっているものがあると思うんですが、同じBEI/ACが現

状0.97と算出されるものであっても、例えば建物の形状がケース01のように50掛ける50、正方形に近いようなケース、一方でケース08のような50掛ける10ということで長屋のような形のもの、こういったものを比べると、実はBEI/ACも異なった値が出るということが分かりまして、0.95から1.05まで、こういった幅が出てくるといことも見えてきました。実際、外皮面積及び床面積という数字につきましては、これはもともとモデル建物法を計算していただく際に入力していただく数値になってございますので、こういった数値を活用してはどうかということで、現状はその0.97と出ておったものについても、今後はこの0.95から1.05まで幅があるように、実際の建物の形状を評価した上で、この数値を出していこうといったような改良をしたいと考えているところでございます。

それからページをめくっていただきまして、その次の5ページ目になりますけれども、以上のような改良を踏まえまして、やはり今後はモデル建物法の適用範囲を拡大していきたい。まずは5,000㎡という規模要件をなくしまして、大きなものでも使えるように、それから中央空調方式も選択できるようにと。それからモデル用途を追加しまして、どんな用途でも使えるようにしたいなということを考えてございます。

そういった前提で、エネルギー消費性能基準（適判等に用いられるもの）、それから誘導基準、こういったマル・バツをつけるような場合につきましては、このモデル建物法を使っていってはどうかということを考えているところでございます。

次のページ、6ページ目に改良後のモデル建物法の概要ということで、どういうふうになるのかというのを書いておるんですけれども、従来の標準入力法、当該建物に外皮ですとか設備仕様を入力して計算して行って、外皮基準、それから一次エネルギー基準に合っているかどうかを見ていただくものがあるんですが、一方でモデル建物法ということで、モデル建物に、これも各室の外皮、それから設備仕様、こういったものを入力して、ただ計算する対象はモデル建物ですといったようなものを告示に位置づけていく。その際には、米印のところで書いていますように、空調室の外皮面積を床面積で割ったような値、建物の形状を評価できるような補正係数を加えまして、きちんと評価できればなということで考えてございまして、こういった形で基準省令、それから告示等に位置づけていきたいと考えているところでございます。

それからページをめくっていただいて7ページ目以降で、ちょっと表示の話を見せていただいておりますけれども、標準入力法のような精緻な計算ができる評価方法につきま

しては、その結果を表示等に生かしていったらどうかということを考えておるところで、今回、建築物省エネ法の中で、新たに2つの表示制度が規定されたということになってございます。簡単に言いますと、左側のマル適マーク、主に既存建築物等で基準適合しているかどうかということ判断した上で、適合しているものについてはこのマル適マークをつけられるといった制度が1つ。それからもうちょっと基準レベルよりもより高い省エネ性能を持っているものについては、BELSマークの下に星が4つぐらいついていますけれども、星の数で省エネルギー性能がわかるような省エネ性能表示、こういったものを位置づけていってはどうかということを検討しているところでございます。

今回の標準入力法を活用してはどうかと考えているのが、この右側のより高い性能を持った建物に対する表示制度ということでございます。具体的には、その次のページのところ、こちら、より高い性能を持った性能表示を第7条に基づく省エネ性能の表示としておりますけれども、そこでガイドラインを作成しているところでございます。大きく遵守事項と、それから推奨事項に分かれまして、絶対守っていただきたい、こういうことを表示してくださいということに加えて、推奨事項の(1)の①のところですが、基準一次エネルギー消費量、それから設計一次エネルギー消費量をきちんと表示していくことが望ましいと。車で言う燃費のようなものを数値としてきちんと表示していってはどうかということを考えております。その表示をする場合に、括弧の中で書いておりますけれども、「非住宅の場合については標準入力法または主要室入力法を用いて計算する」。こういったところで標準入力法の活用を促していければなということ考えているところでございます。

次のページに具体的な表示のイメージがございまして、第三者認証がある場合、ない場合というのを2つ書いておりますが、基本、表示する事項は同じでございます。左側のほうで説明させていただきますと、この緑枠で囲っている30%削減と書いてあるもの下に、 $00MJ / (m^2 \cdot \text{年})$ といった記述があると思っておりますけれども、ここに具体的な建物の年間のエネルギー消費量を表示していただく。ここに表示をする場合には標準入力法等で計算したものでしか表示できませんよといったようなところをガイドラインで位置づけるところで、この表示を今後、国交省としてもどんどん広めていきたいと考えておりますので、そういった広めていく中で標準入力法の活用も促していければなというところでございます。

また、参考までに一次エネルギー消費量基準に加えて、外皮基準についてもここで

は表示していったらどうかなといったような案を別途検討してございまして、下の四角囲みの中に一次エネルギー基準適合とか外皮基準適合とか書いてありますので、こういったところで外皮基準についてもきちんと位置づけていくということを考えているところでございます。

次の10ページ目を開いていただければと思いますけれども、ちょっと表示のお話が出ました関係で、あわせて経緯等も紹介させていただくんですが、こちらの省エネのラベリング制度につきましては、別途、〇〇先生の委員会を設置してございまして、こちらで検討いただいているという状況でございます。既に今週の水曜日、9月9日には第2回のガイドラインの検討委員会が開催されてございまして、おおむねこの小委員会と同じようなスケジュールでパブリックコメントをやって、第3回をやって、12月末には省令・告示等でこの制度が公布されていくといったようなスケジュールで進んでいるものでございます。

ページをめくっていただいた次の11ページのほうには委員名簿ということで、こういったメンバーで、この小委員会に出ている方も何人かご参加いただいておりますけれども、表示の検討をしているところでございます。

以上が非住宅のほうの話になりますけれども、その次に資料の2-2のほう、12ページ以降で住宅の、前回、8月20日にいただいたご意見にどう対応するのかといったようなものを示させていただいているものがございます。

12ページ目は、これはまず前回の小委員会の中で前委員からご指摘いただいた、ガラスの性能表示と整合していないじゃないかと。これ、もともとは仕様基準に開口部比率の制限があった。開口部が大きい住宅については仕様基準が使えないといったような状況があったものを、開口部制限を撤廃しようといったようなご提案をさせていただいたものになりますけれども、その際の開口部の熱貫流率の基準ということで、右側の表の赤く囲んでいるところですが、区分(に)を追加して、ここに数値を追加したんですけれども、これがその次の13ページ目に示しております、窓の断熱性能表示制度の星の表示区分の、例えば熱貫流率が4スターであれば2.33以下とか、3スターであれば3.49以下となっているんですが、それと整合していなかったというところで、今回はこの星の表示区分に整合化させたといったような修正でございまして。

それからページをめくっていただいて14ページ目でございます。14ページ目は、これは前回、トップランナー基準、住宅事業建築主基準のご説明をさせていただいた際に、

〇〇委員からご質問をいただいた件ですけれども、外皮性能について、経年の適合状況がどうなっているのかといったようなご質問をいただいた部分について、これは資料を出させていただいたもので参考でございます。

右側の外皮性能への適合状況というのを見ていただければと思いますけれども、等級4に適合している、平成25年基準の外皮基準に適合しているものの割合が、平成21年度は18%だったのが、平成23年度には70%までに上がっている。若干平成24年度で下がったんですけれども、平成25年度でまた盛り返してきているという状況がございます。ちょっとこの平成23年度から平成24年度に下がった原因というのが、詳細にはつかめてはいないんですけれども、例えばエコポイントの対象が平成24年の10月には切れていたとか、それから平成23年にはご存じのとおり震災もございましたので、そういった影響も考えられるのかなと思っていますところでございます。

それからまた別件で、一番下のところに参考ということで25年の地域別報告戸数というのを書かせていただいていますけれども、トップランナー基準が実際どこで使われているのかといったようなところをちょっと分析してみましたところ、多くは6地域、それからその次に多いのが5地域で、他の地域はもう大分析も変わってきてしまうというような形で、せいぜい4地域ぐらいまでですかね、4、5、6地域あたりで多く使われているという基準になっているということでございます。

それからページをめくっていただいて、その次に、ちょっと縦使いになっている字の小さな資料でございますけれども、これは前回の20日の小委員会の中で〇〇さんからご要望いただいた資料になってございまして、寒冷地の試算はどうなっているのかといったようなところをご指摘いただきましたので、1地域、3地域、そういったところを試算させていただいたものになってございます。ちなみに前回は120㎡の住宅を全国平均ということでモデル住宅として試算しておったんですけれども、今回の試算につきましては、住宅の床面積は90㎡ということになってございまして、トップランナーの対象となるような建売住宅はもう少し床面積が小さいんじゃないかというご意見もあったので、そういったところを踏まえて、少し小さいものについても試算をしたということになってございます。

この見方としては、下のほうにケース1、2、3とか4、5、6という表がありますけれども、このうちの②達成率というところが100%を超えていれば基準をクリアしていると。省エネ基準掛ける0.85という、今回設定しようとしているトップランナーの基準

をクリアしているという意味になってきてございます。いずれを見ても床暖を設置して、かつ太陽光発電を入れなかったとしても何とかクリアできるといったような水準になっているという状況でございます。

以上が資料の2の、前回いただいたご意見に対する対応ということで説明させていただきまして、引き続き資料3を見ていただければと思います。こちらが今回位置づけようとしております建築物省エネ法に基づく省令・告示といったようなものを全部提示させていただいているというところでございます。

まず資料3-1になりますけれども、こちらで体系がどういうふうになるのかといったご説明をしたいと思っております。まず上の現行の省エネ法の体系というのは、法律として省エネ法がございまして、それに基づいて告示の判断の基準、それから告示の設計施工指針、主に住宅の指針ですね、それから住宅トップランナーの基準という3つに分かれているといったような状況でございます。それが新しい建築物省エネ法に基づく体系の中でどう移行するかと申し上げますと、この現行の省エネ法の①番の告示の判断の基準と、それから③番の住宅事業建築主基準、これが、下のほうでいきますと④番の基準省令と、それから⑤番の非住宅の計算方法、⑥番の住宅の計算方法、この3つの告示の中に取り込まれていくといったような形でございます。一方で②の設計施工指針につきましては、新法で言いますと⑦番の住宅仕様基準の中に移行していくといったような考え方になってございます。今度の新しい建築物省エネ法の中で④、⑤、⑥という基準省令、非住宅計算方法、住宅計算方法の関係ですけれども、省令の中では原則的なところ、設計値は基準値を下回らないといけませんよといったようなこと、基準値というのがどんなものかといったようなことを基準省令の中で規定することを考えてございます。一方で⑤、⑥のところ、非住宅、住宅の計算方法ですけれども、細かい計算方法につきましては、これは告示の中で規定していくといったようなことを想定しているところでございます。

ページをめくっていただいて、その次に非住宅と住宅について、それぞれ具体的な省令・告示の構成を書いておるんですけども、まず非住宅建築物のほうを2枚目に位置づけてございます。こちらも基準値については省令に書きまして、それから設計値の計算方法については、この⑤番の非住宅計算方法の告示に位置づけると。それから実は現行の省エネ法の告示の中には、例えば所有者の判断基準として維持保全に関する規定もございましたので、こちらは基準省令なり計算方法の告示の中には位置づけず、今後、国交大臣が定める基本方針の中で位置づけてはどうかということを考えているところでございます。

それから次のページに行っていただいて、住宅についても非住宅と同様に、その基準値については省令で、それから設計値の計算方法については告示で定めていく。若干違うのが、住宅については従来、設計施工指針がございましたので、その設計施工指針に定められておりました仕様基準については、この⑦番と書いている住宅仕様基準の告示の中で定めていくことを予定してございます。ちなみにですけれども、従来から設計施工指針は平成25年基準と同等レベルの仕様基準を位置づけておまして、今回も仕様基準として位置づけるのは、エネルギー消費性能の基準のみということを予定してございます。

それから実は細かく見ていきますと、設計施工指針の中には本則と附則に分かれておまして、簡易計算法を定める部分と、それから仕様基準を定める部分に分かれておりました。簡易計算法につきましては、これは計算方法の告示の中に吸収していくといったような構成を考えてございます。

それから非住宅と同様に維持保全の規定ですとか、それから住宅については断熱材の施工に関する基準、こういったものが従来の告示なり設計施工指針の中にはございますので、これも非住宅と同様に基本方針の中に入れていきたいということで考えてございます。

構成としては以上のような形で考えておまして、資料の3-2以降で実際の条文をお示ししておるんですけれども、まず資料3-2のほうを見ていただければと思います。こちらは基準省令ということで、経済産業省令、国土交通省令の共管の省令ということを予定してございます。構成としては、実は非常にシンプルでして、全部で3章に分かれております。6条しかない省令になっておまして、まず第1章のところで義務化の基準である建築物エネルギー消費性能基準が位置づけられてございます。それから第2章でトップランナー基準、それから第3章で誘導基準を位置づけているといったような考え方でございます。いずれの章も基本的な考え方は同じなんですけれども、例えば第1章を見ていただくといいんですが、第1条で総則と書いておりますけれども、ここで原則的なこと、設計値は基準値を下回らなければならないといったようなところを位置づけてございます。

これで言うと、めくっていただいた2ページ目に第2条（基準一次エネルギー消費量）というのが書いてありますけれども、第2条の中で基準値をどうやって出すのかといったようなところが位置づけられているところでございます。これはトップランナー基準についても誘導基準についても同じような構成で規定しているところでございます。

今回、この省令・告示等の中で赤字で示しておりますところが、前回8月20日の合同会議の際にお諮りした基準の整備方針に基づいてちょっと変えた部分ということになって

おりますので、ここからそういった部分を中心に説明させていただきます。

まず1ページ目に第1条第1号のロというところで、国土交通大臣が定めるモデル建物について計算した結果が、設計値が基準値を上回らないようにということを書いておりますけれども、ここに従来は特別な調査研究に基づく方法として位置づけられていたモデル建物をきちんと省令の中で位置づけるといったような修正をしておるところでございます。

それからページをめくっていただいて2ページ目の、これは第1条第2号のロになりますけれども、共同住宅の取り扱いについて。従来、共同住宅については戸ごと、かつ棟全体で適合となっておったんですけれども、共同住宅については棟全体で適合していればいいですよといったような修正をこのロのところで書かせていただいております。

それからちょっと飛びまして4ページですね。4ページで、これは基準一次消費エネルギーの規定の部分ですけれども、第2条の第2号(1)のイの部分。これは基準一次エネルギーの中でも暖房の基準一次エネルギー消費量を書いてございまして、前回の資料で言いますと、小規模住戸について基準の合理化を図りますと申し上げたところで、具体的にどこに反映されているかといいますと、5ページ目の(ロ)のところの $Q_{TSH\uparrow i}$ という、標準的な暖房設備により処理される暖房負荷といったような計算のところ、きちんと床面積だけではなくて外皮面積等も反映できるようにといったような修正をしているところでございます。それからまた外皮の平均熱貫流率ですとか日射熱取得率について、一戸建ての住宅と共同住宅で同じ値が使われていたといったようなところもございましたので、その下の表にありますようにそれぞれ定めるといったような修正をしておるところでございます。一応これ、暖房についてご説明しましたけれども、その次のページで冷房についても同様の規定を置いているところでございます。

それからちょっとページが飛びまして、13ページでございます。今度はトップランナー基準をどう定めたかといったようなところで、第3条のところ、トップランナー基準の原則的なところを書いてございまして、1号と2号に分かれておりますけれども、1号につきましては平成31年度までの目標値、それから2号については平成32年度以降の目標値を位置づけているところでございます。1号の平成31年度までについては、次条第1項の基準一次エネルギー消費量を上回らないことということで、その次のページを見ていただくと、第4条の第1項のところ、掛ける0.9というのがあると思いますけれども、10%削減レベルというのを31年度までは満たしていただくと。それから2項のほうが平成32年度以降の部分ですけれども、前回ご議論いただきましたように、15%削減、

0.85の水準をクリアしていただくといったようなところを目標として定めているところでございます。

それからその次の15ページのところで、誘導基準について書かせていただいております。この辺、基本的には水準の話だけなんですけれども、誘導基準、これ、第6条の第1項の部分は非住宅の誘導基準の水準でして、こちら0.8掛けということで、20%削減のレベルを定めています。

それからページをめくっていただいた17ページ目につきましては住宅の誘導基準の水準ということで、0.9掛けということで10%削減のレベルを位置づけているということになってございます。

それからちょっと飛びますけれども、26ページをご覧くださいと思います。26ページの中で附則が、今回、第1条から第4条まで書いておりますけれども、まず第2条をご覧くださいと思いますが、こちらは伝統的木造住宅といったものについて所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住まいづくりの観点から認定した場合といったような取り扱いを書いてございます。認定した場合にどうなるかと申し上げますと、先日ご説明したように外皮基準が適用除外。この第1条第2項イというのが外皮基準を指してございます。それから次の行に第2条第2号(1)イ「(ホ)及び」というところがありますけれども、これが暖房と冷房の一次エネルギー消費量の基準になってございまして、こちらについては当該住宅の外皮平均熱貫流率、それから平均日射熱取得率、こういったものを使って計算していいですよ。当該住宅の外皮に合わせた一次エネルギー消費量を基準値とするという基準の合理化を図った部分になってございます。

それから第3条と第4条のところで、既存建築物、法施行の際に既に存在している建築物に関する経過措置の規定を置いてございます。第3条は、こちらが消費性能基準の規定になってございまして、現に存する非住宅については、通常は消費性能基準ですので、1.0倍ということの基準を満たさなければいけないんですけれども、27ページの一番最初の行に書いておりますように、普通の1.0倍の基準に1.1掛けしていいですよ、10%増までは既存建築物であれば認めようといったようなことが書かれてございます。住宅についても第2項で同じことを規定してございます。

それから一方で第4条のほうは誘導基準に関するものになってございまして、こちらは新築であれば0.8なんですけれども、既存であれば1.0まで頑張れば誘導基準に適合しますというのが、第1項のほうで非住宅について、第2項のほうで住宅について定め

られているところがございます。

一応、省令については以上のところが現行の平成25年基準から大きく変わった部分と
いいますか、前回ご説明差し上げた部分になってございまして、あとの部分については、
基本的には平成25年基準をそのまま踏襲してきたような形になってございます。

それから、引き続きまして資料3-3を見ていただければと思いますけれども、非住宅
の計算方法の告示というものを定めたいと考えてございまして、これ、具体的な内容とし
ましては、モデル建物を追加したというところが主な内容になってございます。

具体的に言うと、5ページを開いていただければと思います。1-2のところ、省令
の中で既にモデル建物について、モデル建物で計算していいですよといったようなところ
の考え方を示させていただいたところですが、そのモデル建物というのがどんなも
のなのかといったようなところを1-2で、(1)のところモデル建物として15用途の
モデルを示させていただいてございます。

(2)以降で、事務所モデルは図1から図3までに掲げる建築物とする等、具体的にそ
のモデル建物というのがどんなものかというのを図面で示していると。というのが7ペー
ジ以降、実はここずっと図面が続くというような告示になってございまして、平面図とそ
れから断面図といったようなものがずっと続いている告示になってございます。

ここは繰り返しのいいんですけれども、一方で53ページのところで、こちら外皮
基準の規定がありまして、2-2のところ同様にモデル建物の規定を置いているという
ところがございます。というのが非住宅の計算方法の告示でございます。

それから資料3-4を見ていただければと思います。資料3-4は住宅の設計値の計算
方法の告示となつてございまして、基本的には平成25年基準、それから設計施工指針の
本則、これを移行してきたものになってございます。こちら、特に大きく変わったところ
がないので赤字になっている部分はないんですけれども、設計施工指針の本則から移っ
てきたものというのが、この1-1のイのところ、例えばただし書きがあるんですけれど
も、 U_{Hi} については別表第1から別表第6までに掲げる資料の熱貫流率を用いた計算と書
いてございますが、このあたりが設計施工指針の本則の中にあつた規定になってございま
して、ちょっとページをめくっていただいた9ページ以降に別表第1から第6までござい
ますけれども、この辺が設計施工指針の中に位置づけられていたものをこの計算方法の告
示に持ってきたような形になってございます。

それから、引き続きまして資料3-5でございます。3-5につきましては、住宅の仕

様基準ということになるんですけども、これ、従来、指針の附則にあったような部分をこちらの告示に持ってきたものでございます。こちらで見ていただきたいのは、先ほどご説明した開口部比率の制限を撤廃しましたということが6ページ目に書かれてございます。(3) 開口部の断熱性能等に関する基準といったようなところですけども、開口部比率の区分のところ(に)という区分を新たに追加したといったような内容が改正事項でございまして、その次の7ページのところ熱貫流率の基準値、それから建具の種類等の基準、こういったものがありますけれども、(に)に対応する基準をそれぞれ位置づけていて、熱貫流率の基準値なんかは先ほど申し上げたように、窓の性能表示と整合させたようなものを位置づけているというところでございます。

それから、最後のページ、10ページ目でございます。10ページ目のところで、これも附則というところ書いているんですけども、伝統的木造住宅と地域の気候風土に応じた住まいづくりの観点から認定された場合の取り扱いですが、「この告示の3イの規定は適用除外とする」と。3イの規定というのが実は外皮に関する基準になっていまして、もともと本則のほうでも外皮基準は適用除外としますとしておったところですので、この仕様基準の中でも外皮基準は適用除外とすると。そうするとどうということかと申し上げますと、外皮基準はかかりませんので、この前のページ、8ページ以降にありますところですけども、要は標準的な設備として位置づけられているこういった設備を使うことで、伝統的木造であっても基準に適合しているといった取り扱いが可能になるというものでございます。

それから、引き続きまして資料4をご覧くださいければと思います。国交大臣による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本方針案ということで、これは直接基準省令・告示と関連する部分ではないんですけども、先ほど、最初に申し上げたように、一部、従来の省エネ法の基準に書かれていたようなことをこちらに移行しようということも考えてございますので、お出ししているような形でございます。これも今後、各省協議等で変わる可能性はあると思っておりますけれども、現時点の案ということで、1枚目の概要をご覧くださいければと思いますが、第1としましてエネルギー消費性能の向上の意義、それから目標に関する事項というのを位置づけようと。民生部門のエネルギー削減ですとか、それから約束草案との関係ですとか、さらには結構、国会等でもご指摘いただいたんですけども、健康の維持・増進等にも寄与するんですというような断熱化の特徴ですとか、そういったところを書いていこうかなと。それからまた目標としましても、いろいろ閣議

決定等で位置づけられているようなところもございますし、また今後、制度等を充実させていきたいといったようなところもございますので、そういったところを目標として位置づけてはどうかと考えてございます。

第2のところでは施策に関する基本的な事項ということで、本法によるいろいろな措置がどういうふうな考え方に基づくものかといったようなことを書かせていただくとともに、例えば負担軽減ですとか、それからインセンティブのような話ですね。それから中小工務店の技術向上等への配慮、それからさらなる技術開発等、こういったものを位置づけてはどうか。

それから第3のところでは、最初に申し上げた、今回の基準と絡むような部分がございます。まず1ポツの建築物の建築主が講ずべき措置のところは、従来は平成25年基準の中にありました気密性ですとか、結露ですとか、そういったところの対策の部分を別表1ということで位置づけてございます。

それから2ポツのところでは維持保全の基準。これも従来、平成25年基準にあった所有者に対する措置でございます。

それから3ポツのところの建築物の設計者等が講ずべき措置の中に、これは住宅ですけれども、住宅の断熱材の施工に関する規定、これは従来、設計施工指針の中にあつたものですけれども、それを位置づけていると。

具体的にはこれ、8ページ目以降に別表1、別表2、それから10ページに別表3という形でありますけれども、基本的には従来の告示にあつたようなものをそのまま位置づけて案としている状況でございます。

以上が基準省令、それから告示、そして基本方針の大まかな説明になるんですけれども、あわせて参考資料2というのを今回おつけしておりますので、それをご覧いただければと思います。これは前回8月20日の合同会議でお出しした資料そのままになっておりますので、そのときにお出しさせていただいたものがどこに反映させているかというのをざつと説明して終わりにしたいと思います。

まず、適用する基準についてというところの1ポツ目ですけれども、それぞれにどんな基準を適用するのかといったようなところは基準省令の中の1条、3条、5条といった総則の部分で書いてございます。

それから2ポツの基準の水準をどんなものにするのか。1.0倍なのか、1.1倍なのか、0.9倍なのかといったようなところは基準一次エネルギー消費量と基準値の規定を2条、

4条、6条ということで省令に位置づけていますので、そこで規定してございます。

それから既存建築物の基準の水準についてということで、増改築時の基準、現に存するような建物の基準については異なる水準を設定すると申し上げておいたものについては附則の中で、基準省令の附則の3条、4条、3条で消費性能基準、4条で誘導基準のほうを位置づけてございます。それから3ポツの②のところ、20年前の値をデフォルト値とする等の規定については、これは特に省令・告示上ではあられなくて、運用上、こういったデフォルト値を使っていくということでございます。

4ポツのその他基準の合理化等についてということで、まず①のところ、第三者認証、自己適合宣言を求めるといのは、これは運用の話になりますので、基準省令の中には反映されてございません。それから②のところ、非住宅の簡易評価法、モデル建物法につきましては、これは基準省令の1条で消費性能基準について、それから5条で誘導基準について、それぞれ位置づけられているところでございます。それから③、小規模住戸の基準の見直し・合理化ですけれども、消費性能基準の2条の基準値のところ、位置づけられてございまして、他のトップランナー基準、それから誘導基準でも準用できるといったようなことになってございます。それから④のところ、伝統的木造住宅の取り扱いですけれども、これは省令の附則2条のところ、所管行政庁が認定した場合の取り扱いを規定している。それから⑤の仕様基準の開口部比率の制限の撤廃ですけれども、これは先ほど申し上げた仕様基準の告示の中で、それぞれ区分(に)を入れるということで想定しているところでございます。

資料の説明については以上になります。

(議長) どうもありがとうございました。

今回はちょっと大幅に会議の時間が超過して、大変申しわけございませんでした。今回は手際よくやりたいと思っております。

それでは、以上の説明につきまして、ご質問、ご意見を含め、ご発言をお願いしたいと思っておりますけれども、前回、モデル建物法とかPAL*が一番大きな課題と認識しましたので、今日の資料も、そのあたりに対する回答を含めて事務局側が作成しておりますので、まずは〇〇先生から、ご発言がありましたらお願いしたいと思います。

(〇〇委員) ご説明ありがとうございます。資料2の1ページ目に標準入力法とモデル建物法について簡潔に比較されております。これは内容として、非常によくまとまっております。省エネ法ができてもう30年以上たちますが、省エネ法ができた当初から

PAL/CECという計算法があったわけですが、もっと簡単にできないのかという意見が強くあって、簡易計算法が、今まで30年以上の歴史の中で常に検討されてきましたが、それが非常に難しい。ビルマルチといった、ごく限定された空調方式であれば簡易計算法も成り立つであろうということで、現行のモデル建物法は、ビルマルチ5,000㎡以下というようなことでやってきたと思います。今回、その限定を外すというのは大変な勇気があることだと思います。但し、モデル建物法あるいは簡易計算法というのは、非常に多くの省エネ対策がある中で、ごく一部の対策だけを見て評価することなので、セントラル方式の大型建物をモデル建物法で評価するのはすごく難しい。標準法とモデル建物法の計算結果の誤差を一定以下に抑えるというのは非常に難しいと思っております。今回、モデル建物法の基本的な骨格は示されていますが、具体的なプログラムはこれから開発されると思います。今までのものは、あくまでもビルマルチ方式に対応したもので、評価項目も非常に少ない。例えばVAVとかVWVとかの空調方式における、非常に大きな省エネ項目なんかは入っていないわけですが、セントラルの場合にはそういったものは必要不可欠で、入れないと省エネ評価ができないと思います。今後、モデル建物法のプログラム、基本的な骨格を考えていくことになると思うんですが、その中で、ぜひいろいろな建物を使って、十分な検証を行っていただきたい。モデル建物法では基準をクリアしたけれども、後で標準入力法でやったらアウトだったみたいな話がでないように十分な検証を行っていただきたいと思います。そういった検証の中で、まずいということがあれば、利用可能用途の制約とか面積の制約をつける必要がある。今後、その辺の検討をしっかりと行うことをお願いしたいと思います。

また、今日は〇〇委員がご欠席ですが、私のほうに前回言った話をもう1回ここでしてくれという伝言がございました。それは、誘導基準のほうで入れるという話がありますが、基準から外皮規制が抜けてしまうというのは非常に残念であり、基準として問題があるんじゃないかということです。建築の設計というのは建築家が行いますが、建築家に省エネを認識させるためにも、建築の省エネ、外皮の省エネというのぜひ入れてほしいということです。標準入力法、モデル建物法による基準で行くとしても、その中で外皮性能が悪いのは最初からはじくとかそういう仕組みをぜひ今後の検討の中で入れていただきたいと思います。

(議長) ありがとうございます。

事務局から何か回答、コメントございますか。どうぞ。

(事務局) ご指摘ありがとうございます。モデル建物法につきましては、今回は告示・省令の中で、基本的な計算方法の考え方だけお示しさせていただいてございますので、先生からご指摘いただいたようなところも含めて、今後プログラムができていく段階で、そういう検証はやっていきたいと思えます。

それからちょっと修正なんですけれども、変流量制御ですとか変風量制御につきましては、モデル建物法の今回の開発の中で入れていきたいなということを考えているところがございます。

それから外皮の省エネについても、〇〇委員からもということでご指摘いただきましたけれども、外皮の省エネも、今の基準体系で言いますと適合判定の基準、消費性能基準の中の非住宅の部分以外は、実は全て外皮の基準を入れてございまして、外皮も非常に大事だと認識してございますが、非住宅の適合判定の基準というのは、結局、建築基準法の着工禁止もあり得るような強い規制と結びついているといったようなところから最低限のものにすべきであろうということで一次エネルギー消費量の基準に限定しているというところがございます。かつ、その一次エネルギー消費量の基準の中でも、外皮の性能も踏まえてエネルギー消費量が計算されるような基準になっていると思えますので、そこは一定程度評価できているんじゃないかという認識でございまして。

以上です。

(議長) よろしゅうございますか。何か関連で委員の皆さんから、今のテーマに関連して何か発言ございますか。

じゃあ。

(〇〇委員) 〇〇です。前回の最後に申し上げたことと今の関連なんですけれども、いつもこの資料で数値とか仕様だけ書いて議論しているんですが、これから広くパブコメを求める段階になります。せめてその段階には、この基準がどういう建築を目指しているのかというのを、もう少しわかりやすく示していただきたい。数値とか仕様だけで、こういうふうに法律が変わりますと、しかもこれで規制しますと言っているんですから、何がほんとうに変わっているのかというところをちゃんと示して、それでできればあるべき姿もちょっと語っておいてほしいなと思うんです。難しいのかもしれませんが、やはり外皮と設備のバランスというのは常に問題になると思えますので、こういういい建築もちゃんとできるんだというようなことも示しつつ、広報していただきたいと思えます。これは希望です。

(議長) 事務局、何かコメントございますか。表現の仕方がどうやるのか、僕はよくわかりませんが、国交省全体としてはそういうことで、いろいろなそういう補助もやっていますので、中にいいものもいっぱいあるんじゃないかと思えますけれども、何か表示の仕方で具体的な話があればと思うんですが。法律の説明の中でそういうことができるかどうかということでしょうね、きっとね。事務局から何かございましたらどうぞ。

(住宅生産課長) パブリックコメントそのものについては、本日も説明させていただいた省令なり告示なりという内容だと思います。今、先生からご指摘いただいた、こういう建物ならば基準がクリアできる、あるいはこういう建物が望ましいのではないかというのは、普及の段階で、この基準あるいは手続き、審査の方法を講習会や研修会、その場でテキストやさまざまな資料を用いて、全国でそれを周知していくという作業が今後出てまいろうかと思えます。そうした準備も今後、この基準を固めつつ、並行して進めなければいけないわけですが、先生方のお知恵も拝借しながら、そのテキストの中に入れていけなかなと思っています。

外皮の性能が重要である。これはもちろんそのとおりでありまして、私どもの認識にぶれないんですけども、あくまでも規制基準としての姿と、それからこのような形であればクリアできる、このようなものが望ましいということについては、少し頭を区分しながら周知していければと思っております。今後ともご指導いただければと思えます。

(議長) ありがとうございます。

ほかにまた。

どうぞ。関連でお願いします。

(〇〇委員) やや質問に近くなります。今回議論をしています標準入力法とモデル建物法の利用につきまして、第三者認証によるBELSのようにより高い省エネ性能をアピールするようなビルの場合、建築の確認申請をするときには簡易法、モデル法でやるとしても、いずれは標準法での計算が必要になるかと思えます。この場合、簡易法の位置づけというのが、少しぶれてくるような気がいたします。もし両方計算するのであれば、その両方のデータをきちんとストックして分析をすることは当然ですが、事業者さんにとりまして、最初から標準法でやったほうが良いというご判断があるかもしれないとも感じます。参考ということで資料の3にフロー図がございますけれども、もし可能でしたらここにも、例えばBELSに申請する等、標準法で計算をするような場合は、このタイミングでとか、そういう説明の仕方をされるといいのかなと思っています。いかがでございましょう。

(議長) どうぞ。

(事務局) ご指摘ありがとうございます。実は標準入力法のプログラム、これは標準入力法のプログラムに入力した内容を、そのままモデル建物法にコンバートできるような仕組みがもう既に内在してしまっていて、なので基本的には事業者の方が標準入力法でシミュレーションとか検証いただいでいて、建築確認、適合判定に出すときにはモデル建物法を使っただいでいて、最終的に今後、省エネ性能表示とかをやっていくに当たって、もとの標準入力法の値を使っただいでいただくといったようなことが想定されるのかなと思っただいでいて、それは今後周知していきたいと思っただいでいます。

(〇〇委員) そういたしますと先ほどのフローのようなところにそういうことを書き込んでおっただいでいただくといいかなと思っただいでいます。ありがとうございます。

(議長) 関連でございますが。関連質問。

じゃあ〇〇委員、お願いします。

(〇〇委員) 〇〇先生の関連のところでもっただいで意見をもっただいでいただきたいと思っただいでいます。最低限の基準クリアというところでもっただいで言うと、そうしますとやはりモデル建物法を使用するケースが非常に増えるであろうと。ですから5000m²以上でも多くの建物でモデル建物法のほうに流れていくということが予想されるわけでもっただいでいます。モデル建物法の評価結果は厳しくなっただいでいて、一方、標準入力法の結果は、それなりに妥当な計算結果がもっただいで出てくるようになっただいでいるのかどうか。つまり、モデル建物法のほうは、それなりに結果は厳しくする必要があると思っただいでいます。標準入力法で詳細に申請計算をすれば、よりよい値がもっただいで出る。きちんと評価されるということが、大切なことではないかと思っただいでいます。例えば5,000m²以下という原則がもっただいであったんですが、〇〇先生がもっただいで言われましたけれども、用途によっては1万m²以下とか、そういう規模などもきちんと判断をモっただいでして、モデル建物法にあった運用の仕方をモっただいで考え、検討をモっただいでいただければありがたいと思っただいでいます。

それから、もっただいでみますと、全国で年間の着工物件が58万棟あるというもっただいで中で、5,000m²以上の建築物というもっただいでのは2,000棟ぐらいいです。〇〇内でもっただいで調べてもっただいでみたんですが、年間600件の設計の届出をモっただいでして、そのうちの400件が5,000m²以上というもっただいでことです。1年間の新基準でモっただいでやった結果としまっただいでしては、それなりに標準入力法もモデル建物法ももうまくもっただいで使い分けながら届出をモっただいで出しているという実績ももっただいで出てきてもっただいでいますので、必ずしも標準入力法をモっただいで使わなくなるということがないようにもっただいで、その辺の制度をモっただいでしっかりもっただいでつくっていただければありがたいと思っただいでいます。

一方では標準入力法を使うと、やはり手間が大変ですとか、手続きが大変だということは承知しております。特に変更申請のときに、全部やり直すというよりは、例えば間仕切り変更等については結果には大きな影響がないので、運用面で変更手続きを簡素化することなども重要なのではないかとということで、希望として申し上げさせていただきます。

以上です。

(議長) ありがとうございます。

事務局側、何かモデル建物法のほうは厳しくというのは、要するにエネルギー消費量が大きく計算されると、そういうようなことというのはいかがなんでしょうかね。

(事務局) 一応、現行のモデル建物法のほうでも、標準入力法に比べると安全側に、資料の中でも書かせていただいていますけれども、安全側に評価結果が出るようにと。先生がおっしゃったように一次エネルギー消費量としては大きなものが出るような形になってございますので、これは引き続き、拡大したとしても、そのような運用にしていきたいと思っております。そういうふうにするので、適判についてはモデル建物法を使ったとしても、例えば誘導基準をクリアするためには標準入力法を使おうとか、それから性能表示をするときには標準入力法を使おうといったような形で進めていけるんじゃないかと考えてございます。

(〇〇委員) 1ついいですか。

(議長) じゃあ関連で。

(〇〇委員) 関連で。私はモデル建物法というのはどうしても必要になると思っております。つまり義務化するのであれば幅広く皆さんが使えること、評価が簡潔にできること、短時間でできること、ですからモデル建物法を主流にしながらその上で、1つだけ必要だと思っているのは、これから新しくいろいろなシステムが出てくるかもしれませんね。例えば放射冷房みたいなものがものすごく省エネだといったときに、モデル建物法の中で評価できるものを時代に合わせて少しずつ増やしていくということを何年かに1度はやっていただければ合理的に運用できるんじゃないかなと期待しております。

(議長) それはイエスですよ？ 今の答えでね。

(事務局) はい。そのように頑張ります。

(議長) 当然そういうことになろうかと思っておりますので。

〇〇委員、関連の質問でございますか。

(〇〇オブザーバー) 外皮の関係でよろしいですか。

(議長) はい。外皮であれば構いません。どうぞ。

(〇〇オブザーバー) どうもありがとうございます。外皮の関係ですけれども、先ほど義務の水準の話と誘導の話があって、今日ご説明いただいた資料4で基本方針の中の目標のところには、2020年までの段階的な義務化の話だとか、それからゼロエネルギーハウスの普及の話だとか入っているんですけれども、その際に、義務としてかける外皮の基準の話と誘導基準として求める外皮の基準というのがあると思いますが、例えばゼロエネルギーハウスなんか、エネルギー基本計画の中で2020年までに標準的な提供ができる体制をとろうということになってはいますが、であれば、まさにゼロエネルギーハウスで求められるような外皮基準を誘導基準としてリンクさせて設定していく必要があるんじゃないかなと考えております。そういう意味で、例えば今日ご説明いただいた参考資料2の基準の水準というところで、2ポツですけれども、誘導基準については、外皮基準については平成25年基準と同じ水準となっているんですが、段階的に引き上げていくとか、少なくともそれぐらいは入れていただけないだろうかと考えております。

(議長) 事務局側、いかがでしょうか。

(事務局) 一応、参考資料2の中の別紙1で基準の体系の中にその水準を書かせていただいた資料を前回出させていただいたんですけれども、やはり住宅のほう和省エネ基準への適合率もなかなか上がってきていないといったような状況もございますので、とりあえずスタート時点の基準としては、消費性能基準もそれから誘導基準についても平成25年基準でといったような書き方をさせていただいているものでございまして、ちょっと将来的にどこまでというのは、今の時点ではなかなか難しいかなということでこんな規定になっているところがございますので、ただ、今後、基準の見直しを図っていかなくちゃいけないというのは確かですので、そのような趣旨までは言えるんじゃないか。今後の目標ですとか建築実態等を踏まえて定期的に見直しを図っていきたいと思います。

(議長) ありがとうございます。

じゃあ〇〇先生。

(〇〇委員) モデル建物法と標準入力法で、資料提出したときの審査時のことを考えると、モデル建物法は審査が簡単なんで、審査する側がモデル建物法でやってくれというふうに言わないようにしていただきたい。また、標準入力法で出した場合に、審査をできるだけ簡単にすることを心がけていただきたいなと思います。省エネということを考えると標準入力法できちんと計算することが望ましいので、運用時にできるだけ標準入力法を利

用する方向になるように配慮していただきたい。

(議長) いかがですか、それは。

(事務局) 省令の適判の中で計画変更時の取り扱いというのは、今後、省令等で位置づけられていくことになると思うんですけども、ある程度、軽微な変更の範囲で、どこまで柔軟に運用ができるかというお話なんじゃないかと思ってございます。いずれにしても適合性判定をうまく回していかないと、この制度がスタートしたばかりで頓挫してしまいますので、そこはうまく回していけるように、どこまで簡素化を図れるかわかりませんが、いずれにしてもモデル建物法も、それから標準入力法であっても、一定の軽微な変更の運用を柔軟にやっていければと思います。

(議長) じゃあ、次、〇〇先生、どうぞ。

(〇〇委員) 〇〇委員のご発言に関連して、住宅のことでよろしいですか。〇〇委員のご発言のように、まさに段階的にどうやって、非住宅についても住宅についても進めていくのかというのを示すことは大変重要だと思っております。それで、特に住宅事業建築主基準について、ちょっと気になるところがあるので発言させていただきたいんですけども、もともと住宅事業建築主の判断の基準をつくったときに、何か、やっぱり将来像というか、どういうふうに住宅性能を全体的に上げていくのかというようなイメージ図があったかと思うんですね。今回も事業主基準だけではなくて、全体的にやっぱりロードマップ的なことがないと大変わかりづらいんじゃないかな。それ、〇〇先生のご発言にも関連するところかと思えます。

それで、一方、住宅事業建築主基準については、大手の住宅メーカーさんは2020年度までに、あるいはそれより早く、いわゆるZEHを標準化しようというようなこともちらほら聞こえてきております。そこで言っている基準値というのは、外皮の性能についても、今日ここで資料の中に入っているものよりは、少し高目の、厳し目の数字になっているわけですから、今回、いろいろな事情を勘案してこういうご提案になっていることは理解できるんですけども、その先にどこを目指しているのかというのがわからないと、やっぱり迫力がないというか、何か二枚舌的な、ちょっと言葉悪いですが、そういうふうに感じてしまいます。

それとあと一つ、今日、非住宅のラベリング制度について大変よい資料が出ていますけれども、過去に住宅省エネラベルというのがあったんですが、あまり巷で拝見しないんですが、そちらは今後どうするかということもあわせて、何かお考えをお聞かせいただければ

ばと思います。

(議長) 将来像に関する質問ですね。既に工程表が出ていますよね。あれじゃ不十分だということではないですか。

(〇〇委員) 工程表、何か前、よりわかりやすい図が過去に、事業主基準についてあったかと思うんですね。こういうレベルのものをこういうふうに上げていくんだというような、右肩上がりの何かイメージ図があったかと思うんですよ。何か今回、そういうのは見られないので、そのときになってみないとわからないというような、〇〇さんのご発言だとちょっと何か寂しいなと思いました。

(議長) じゃあ事務局側、コメントをお願いします。

(事務局) 結構難しい課題をいただいたんですけども、やはり現行の水準を定める上で、特に事業主基準の水準、今回0.85というふうに決めましたが、そのときにも議論になったと思いますが、2020年の時点でどういう状況になっているのかということをおまえて0.85というのを議論させていただいたんですけども、その時点で、例えば閣議決定に書かれている内容で言うと、住宅建築物は段階的適合義務化がなされているはずだとか、それからZEHについては標準的な住宅がZEHになっているはずだとかといった前提条件があらうかと思いますが、ちょっとそこまでを今、具体的にどう変わっていくのかというところをまだ出せていないというのが現状なんじゃないかなと思ってまして、基本方針と、資料4のところでも先ほど申し上げた部分ですけども、資料4の中で言いますと、第2の2ポツの中の一番最後のポツですが、「誘導基準については、目標、建築実態等を踏まえ、定期的にその水準の見直しを図る」といったようなことを書き込もうかなという案をご提示させていただいていますけれども、こういったところで一部反映できる部分は反映していくのかなと考えてございます。

(〇〇委員) 1つだけいいですか。

(議長) どうぞ。

(〇〇委員) わかりました。それで、先ほどZEH標準化の話に触れましたけれども、標準化という新築住宅の中に、建売住宅は全く入っていないのかという、何かそこに疑問がありまして、もともと建売住宅をたくさん売る事業者が先導して性能が高いものをつくって世の中に出していけばいいんじゃないかという話もあったかと思うんですね。そこをうまく説明できるようになると、大変一般、世の中にわかりやすいかなという意見です。

(議長) ありがとうございますということでよろしいですかね。

(事務局) 表示の話について。

(議長) どうぞ、コメントがあるんなら。

(事務局) 表示についてでございますが、資料2の9ページをご覧くださいんですけども、今回、法第7条に基づくガイドラインについて、〇〇委員のもとでご検討いただきました。そのときにやっぱり議論になったのが非住宅と住宅のデザインを統一するか、住宅についてもこういったラベルを推進するというご意見がありまして、その場で非住宅のBELSと、もともと〇〇さん等にご提案いただいて、Webプログラムに基づいて表示印刷できるようになってはいますが、そのデザインが異なるというのがわかりづらいんじゃないかということで、まずそれを統一するという議論からはじめまして、その結果、ここの今9ページにあるこの表示というのは、実はかなり〇〇さんのご提案のものを反映した形にしています。それを、7ページに戻っていただいて、このBELSのデザインについてもそういったことを踏まえて、新しくデザインを見直しております。このBELSについても、今は非住宅のみでございますが、今後は住宅についても同じように運用できないかといったことを今検討しているという状況でございます。

(議長) ありがとうございます。

それじゃあ、まだいっぱい時間がございますので、どうぞ、どんな質問でも結構でございますから順番に。どういたしましょうか。名札を立てていただくという従来型のやり方にしましょうか。

じゃあ、まず、〇〇委員からどうぞお願いします。

(〇〇委員) 1点、建材設備等の性能値の取り扱いというのが前回資料にもあったかと思えますし、先ほどの〇〇委員からの発言にも関連するんですけども、もうすぐ義務化に向けてスタートするのであれば、新しい建材とか、新しい設備等の開発をして、それが義務化のタイミングできちんとオーソライズされたいと建材設備メーカーは思うはずですよ。その方法とかスケジュール感を、早目にお示しいただかないと、技術開発のほうに合わないんじゃないか。あるいはその審査に1年も2年もかかると言われちゃうと、やる気がなくなってしまうんじゃないか、ということが気になります。短い時間でこれだけのデータを必死でそろえれば、これがオーソライズされる、というような道筋を早く公開していただくことによって、義務化というのがマイナスじゃなくて、関連する断熱材とか設備のメーカーにとって技術開発のチャンスだっていうふうに見えてくると思うんです。そのスケジュール感がいまいちなまま話をしているんですけども、早目に示していただく必

要のあることかなと思っています。もしその件で何かコメントがあれば教えてください。

(議長) じゃあ事務局側、お願いします。

(事務局) すみません、今日の時点でお示しできるものはないんですけども、今回、建築物省エネ法の中で大臣認定制度ができたりとか、前回の資料の中でお示しさせていただいたように性能値については、基本的には第三者認証または自己適合宣言を求めるということになりまして、そういった情報については、住宅のほうでは既にやっておりますけれども、評価協会のホームページに載せたり、そういったことを整備していきたいと考えておりますので、ご指摘いただいたように新建材設備をどう扱うかというところも含めて、早目に方針をお示しできるようにしたいと思います。

(〇〇委員) 何をやったらプログラムに反映されるとか、何をやったらこの計算で認められるかというところがまだ見えていないので、多分、皆さんそこがどうなんだろうというのは気になるころだと思います。ぜひお願いします。

(議長) それじゃあ〇〇委員から、名札が全部立っていますので、順番に〇〇委員から始めましょう。

(〇〇委員) 資料2-2の12ページ目ですけども、すみません、開口部の熱貫流率が星3つ、星4つでわかりやすくなったかと思うんですが、そうすると1、2、3地域の1.6というのが、何ですか、星5つになるという理解でよろしいんでしょうかということが1つと、何ですか、もう1個の資料、すごい素人の質問ですが、資料3-2の32ページ目以降、別表第3というのがありますけれども、この地域区分というのはなぜ旧市町村の区分のままで行かれるのかなと思って、自分で使っていても時々面倒くさいときがあるんですが、なぜ新しい市町村区分にされないのかなというのをちょっと伺えればと思います。

(議長) じゃあ、お願いします。

(事務局) まず開口部比率の制限撤廃のところで、熱貫流率の基準値、2.33と3.49は星4と3に整合させました。星5というのは、現行は制度上ないと思いますけれども、この1.60はどう読むのかというのは、実は省エネ法の中の設計施工指針で従来示しておいたものですので、そこは今後、試験方法等が確立されたということもあって告示からはその表を落としておるんですが、解説書等できちんとそれは周知していきたいと思っております。緑本に引き続き掲載する予定になってございます。

それから、その次の省令の別表第3のお話だと思うんですけども、旧市町村が残って

いて、これは平成合併前ですかね、平成13年の旧行政区画の部分が若干残っているというところがございますけれども、これはどちらかというと作業的な問題もございまして、従来の地域区分をそのまま引き継いできているというところで現行のように規定されているところがございますので、ちょっとこれは、もし可能であれば検討してみたいと思います。

(議長) それじゃあ〇〇さん。

(〇〇委員) 私の方から3点あります。

第1点目が、資料3-2に「国土交通大臣が認める方法による場合においてはこの限りではない」という言葉が時々出てきますが、これの意味するところの具体的なイメージがございましたら教えてほしいというのが1点目です。

それから2点目。これは私が勘違いしているかもしれないのですが、前回、BEIはOAコンセンスト等は除いた形で評価されるというご説明があったかと思いますが、同じく資料3-2の2ページのBEIを求める式に E_M が出てきます。これはOAコンセンストそのものではないかなと思うので、それに関して教えてほしいというのが2点目です。

それから3点目ですが、私はモデル建物法をぜひ整備していただきたいと願っていますが、図面を告示に書く必要は、法律のたてつけから、ほんとうに必要なのかというのを疑問に思いました。とういのは、今回示された平面図はそもそも少し小規模建物をイメージされたものではないかという気がしまして、そうであれば例えば技術解説書などに平面図等は示されたほうが、将来の事を考えると窮屈にならないのではと思いました。

以上です。

(議長) いかがですか。

(事務局) まず3点いただいているうちの1つ目、国土交通大臣が認める場合という規定が幾つかあるかと思えます。これ、規定されているのはおおむね計算方法のところだと思うんですね。基準一次であるとか設計一次であるとか、そういったエネルギー消費量の計算であるとか、外皮基準の計算のところ、従来、高度な検証等によって認められた場合はこの限りではないというようなところで、例えばモデル建物法ですとか、主要室入力法ですとか、BESTですとか、そういったものが運用されてきたと思えますけれども、省令に上がる段階で、従来は高度な検証により確かめられない場合はということで通知で済ませておったんですが、省令に上がる関係で、ここは、そのことをきちんと国交大臣が認める必要があるだろうということで規定したということで、従来の高度な検証を踏まえた計

算方法というところが位置づけられるとご認識いただければと思います。

それから2点目のOAコンセント除きで評価をすると言っていたものが反映されているかどうかというのは、実は消費性能基準のところで見ると、全て1倍なのでよくわからないんですけども、例えば第6条とかで、誘導基準になると、例えば15ページをごらんいただければと思います。資料3-2の15ページのところで、誘導基準一次エネルギー消費量 第6条というのがございます。この式を見ていただきますと、この E_{ST} というのが基準値ですけども、 E の S_A 、 S_V 、 S_L 、 S_W 、 S_{EV} という空調からエレベーターまで合計したものに0.8倍が掛かっていると。実は E_M のところは、単純に1倍で乗っていますので、要は分子・分母ともにOA機器のエネルギー消費は足されるので、そこは結局省エネ措置は評価されませんよと。20%頑張ってくださいと言っているのは空調からエレベーターまでの部分ですねと。そういったことを意味しているところがございます。

それから、これは計算方法の告示の中で、モデル建物として図面をずらっと載せているというところなんですけれども、実は省令の告示の中で、こういった図面を載せるというのは初めてなんですけど、これはちょっとどこまで載せればいいのかというのは、今後、多分法令審査によって変わってくる部分ですので、ちょっと今回は最大限わかりやすいようにということで、こんな図面の建物をイメージしていますということで載せさせていただいていますけれども、若干今後は法令で位置づけるかべきかどうかというところを踏まえて変わってくる可能性はございます。

(議長) じゃあ、次、〇〇委員。

(〇〇委員) 〇〇委員の関連ですが、今の図面を載せる話については、私も載せないほうが賢明ではないかと思います。4,500㎡のオフィスが図面としてついていて、場合によっては数万㎡のオフィスをモデル建物法でやるというようなケースも出てくるかもしれない。できるだけ図面をつけないほうがいいのではないかと私は思います。

あとは、 E_M のことですけども、ラベリング検討委員会の中でいろいろ議論されている、基準に対しての設計の一次エネルギー消費量の比率、これは E_M を除いた形の比率で出していくという変更についてです。これは今までのBEIではなくて、新しい何らかの名称をつけるという議論がありました。BEIの定義を変えるということ、またBEIの扱いの重要性から、そのことは省令や告示のどこに示されるのかというのが質問でございます。

以上です。

(議長) いいですか。じゃあ事務局側、お願いします。

(事務局) 図面を載せないほうがいいのかというのはご意見として伺いました。ただ、告示として、モデル建物というのがどんなものかというのをどこまで文字で表現できるかというところもありますので、そこは今後の審査の中で変わっていくものをご認識いただければと思います。

それからBEIの話でEM、OA機器除きになりますよといったような部分の話なんですけれども、BEIというのは、実は省エネ法なり建築物省エネ法の告示の中では位置づけられていないものでございまして、おそらくこれは表示の中でどう使うかといったようなことになると思いますので、今回の資料の2の中で表示の検討が進んでいますと、ラベリングの〇〇先生の委員会のほうで進んでいますと申しあげましたけれども、その中で第7条の表示のガイドラインが出る予定でございまして、どちらかというところのほうに書かれる内容じゃないかと認識してございます。

(議長) 何ですか。まだ。

(〇〇委員) ですけれども、Webプログラムに結果は表示されますので、当然この話と関連が深いですね。ですから混同しないようにこの内容が変わるということをきちんと示さないと、やっぱり申請者側は混乱するんじゃないかという懸念があります。

(事務局) ちょっと言葉が足りなかったんですけれども、表示の制度ができて、一方でWebプロを使うという意味では基準も無関係ではないというのは確かにごもつものでして、それは今後、基準の講習会等、平成29年の施行までに頑張ってやっていきますので、そういったところでWebプロと、それから基準と、それから表示のBEIと、それがどういう関係にあるのかといったようなことはきちんと周知していきたいと思っております。

(議長) じゃあ、次、〇〇委員、お願いします。

(〇〇委員) ありがとうございます。大きく2点、コメントします。1つは、基準体系の中に告示が並び、その上に省令があるという説明がありましたが、その中で基本方針はどこに位置づけられるものなのか。私自身は地方公共団体に属する人間として、行政的視点からこの基本方針というのはとても重要と思っておりますが、地方公共団体は基本方針を基に様々な施策、取組みを推進していくわけですが、実務の世界とは直接異なる次元ですが、基本方針の位置づけをまずお聞きしたいのですが。

(議長) じゃあ、お願いします。

(事務局) すみません、説明が足りなくて。基本方針につきましては、建築物省エネ法

の法律の中に根拠規定がございまして、第3条の中で「国土交通大臣は建築物のエネルギー消費性能向上に関する基本的な方針を定めなければならない」とされていますので、これに基づいて定めるものになってございます。

(〇〇委員) わかりました。

(議長) もう一つですね。

(〇〇委員) 2つめに入る前に、それに関連してですが、基本方針の中で「努める」、「講じるものとする」とか、いろいろな書きぶりがあります。その書きぶりによって、地方公共団体は施策検討や展開の際に非常に悩む場合が多く、是非、地方公共団体に対して書きぶりの精査と役割をわかりやすく提示していただければと思います。これはお願いです。次に2つめですが、今回、省エネの裾野を広げるという意味で、住宅で言えば仕様規定、非住宅で言えばモデル建物法というものをきちっと残していくというというのは大事なことだと思います。一方で、評価方法はより実際の建物の評価に近づけるために精緻になっていくという方向も大事なことです。ただ、どちらにしても、実務者あるいは審査側に対しては、省エネ性能面で肝心なところをきちんと押さえた上で、評価方法そのものは簡明化の方向に進むべきと思うわけです。一方、建築技術では例えばCLT、あるいはハイブリッド工法とか、従来の建築構造・構工法では読めないような多様なものも出てきていますし、また個別の要素技術としては、昼光利用のような外皮と設備技術のトレードオフで評価すべき技術など、いろいろなものが今後出てくると思います。そういう中で仕様規定や評価法が、前提条件としてあまりにも限定的なものになると、あとから柔軟な展開ができにくくなる可能性があります。適合義務化による省エネの裾野の拡大を図るためにも、告示などは将来的な拡張性も意識した書きぶりにしてほしいと思います。

また、近年の技術の多様化のなかで、平成11年、平成4年基準で構築された評価手法では既に適用の限界がきている一例を挙げますと、ちょっと細かいですが、住宅や建築物で最近普及している基礎断熱があります。これは当時の標準的な仕様・工法で評価方法が構築されたものの、近年は多種多様なパターンが出てきており、また、高さ40cmを超える腰高の基礎になると、基礎構造そのものがRCではなく別構造のものもあり、それらに対応できない現状がある。単に既存評価法を踏襲するのではなく、国際的な評価動向も勘案し、将来的な技術の拡張性を踏まえた上で、拡張性に課題のある評価法はこの際思い切って見直すという決断もあっていいと思います。一例として挙げた基礎断熱は、既に多様なパターンに適用できる新たな評価式も確立しており、ぜひこの際、組み込んでいくべ

きと考えます。いずれにしても、評価体系は多様化と評価体系を目指すべきというのが私の意見です。発言が長くなりましたが、以上です。

(議長) ありがとうございます。

何かございますか。どうぞ。

(事務局) ご意見ありがとうございます。簡明な評価基準体系、それは心がけていきたいと思えます。

あと基礎断熱と言われたのは、多分、今回の資料で言うと資料3-4の1ページ目ですかね、外皮の平均熱貫流率のところ、今確かに壁と基礎で分かれています、基礎のほうは長さでやって、壁は面積でやるみたいな基準になっているんですけども、その辺もう確立した評価式があって、特に水準が変わらないようなものであれば、ご意見を踏まえてちょっと調整させていただきたいと思えます。

(議長) ありがとうございます。

じゃあ、次、〇〇委員、その後、〇〇委員に行きますので。

(〇〇委員) ありがとうございます。〇〇の〇〇でございます。

3点ですが、まず1点は資料3-2の中で、共同住宅につきましては1棟の認可になりました、ありがとうございます。私ども共同住宅を普及する中では、1棟の認可は非常にありがたいことでございます。

2点目は、標準入力法とモデル建物法でございます。先ほど〇〇委員からも話が出ましたように、標準入力法は省エネ新法第7条の認証条件と考えていましたが、モデル建物法からリンクして法第7条の表示ガイドラインの性能関係を出せるという話になりましたので、このリンクがスムーズにいくようであれば非常に効果的だと思っています。また、モデル建物法につきましては、スケジュール等含め事業者にとっても有効だと思えます。現実には、計画建物の設計等方向性は見出せませんが、ただ終わってゼネコンさんとの見積もり等々になったときに、コストが合わずコストダウン等調整が必要な場合計画全体が見直しになれば、モデル建物法よりは標準入力法のほうが詳細に出ますから、標準入力法に出し直すというケースは多々出てくると思われます、そのときは、計算関係がリンクでき、スムーズな形で入っていける理解でいいですね。

最後になりますけれども、3点目は、お願いですが、標準入力法とモデル建物法ですけれども、協会はBESTプログラムもよく使っています。BESTについても今後検討をしていただけるのかどうか、それから新設建物の中では都心部中心に大規模な複合建物が

建てられてきています。複合建物の場合は商業部分の数値が出ないところがあります。この辺も一緒に検討していただければと思います。

以上でございます。

(議長) 回答、ございますか。

(事務局) はい。まず1点目は棟単位ということで規定させていただいてございますので、それはいいと思いますけれども、2点目のモデル建物法と標準入力法のコンバートのお話ですが、より精緻な、いろいろな承認措置を反映できる標準入力法のほうでコストダウンの見直しの際には対応されたいといったようなときにも、計算法自体はモデル建物法でも標準入力法でも評価できるようになってございますので、計算法としては対応できるのかなど。ただ、そういった変更をしたときの、要は適判の手続だとか、確認の手続だとか、そういったところは再度ちゃんと、従来モデル建物法で見たものを標準入力法で見直さなきゃいけないという点は発生しようかと思えます。

それから3点目のBESTプログラムについてですけれども、こちらも、基本的な考え方としましては、標準入力法でマルになるものはBESTでもマルになってほしいと。それから標準入力法でバツなるものもバツになってほしいと。最低限、標準入力法でバツになるものがマルになるプログラムというのは、ちょっと使えないわけですので、そこを守っていかなくちゃいけないということを考えてございます。実はBESTのご担当者の方々とも、標準入力法とどんな関係にあるのかとか、そういったすり合わせもさせていただいている状況ですので、そこはそのすり合わせができれば、最初のほうで大臣が認める方法というのがありますと申し上げましたけれども、そういったところに対応することが考えられるんじゃないかと思えます。

(議長) よろしいですか。

じゃあ〇〇委員。だんだん時間がなくなってきましたので、簡潔にお願いします。

(〇〇委員) じゃあ簡潔で。〇〇でございます。それでは住宅生産者の立場で少しご意見を述べさせていただきます。

まず、全般的には、今日ご説明いただきました各基準のあり方等に関しまして、前回の委員会のご意見をいろいろ踏まえられた内容になっていると感じております。その中で今、今日一番話題になりましたモデル建物法、我々〇〇といたしましても住宅だけじゃなくて、当然福祉関連施設であったりとか、複合施設であったりとか、そういったところも事業領域として入っておりますので、非常にそういうことを考えますと、今後、業務負荷の低減

に大いにつながると思いますので、まだまだ詳細はこれからにしましても、より継続的に精度高く、かつ扱いやすいということを目指して積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

2つ目は、お礼といたしますが、基本方針案のところでも5ページの3ポツにありますように、「省エネ性能の優れた建築物の建築等及び取得時の負担の軽減」ということが、まず項目立てをしていただいて、費用の件であったりとか、「各種支援措置の実施を図る」と記載していただきますので、これは非常にありがたく思っております。特に賃貸住宅に關しまして、入居者の視点を踏まえて建物特性に応じた支援の実施ということを明記いただいておりますので、今現状、非常に低層賃貸におきましては省エネ化が遅れておりますので、こういうことの今後においての非常に後押しになるんじゃないかと思っております。

最後に1点、お願いなんですけれども、合理化される省エネ基準の運用等につきまして、今後の話かと思うんですが、共同住宅等における小規模住戸の一次エネルギー消費基準の合理化、あるいは住棟全体による評価、あるいはモデル建物法の先ほどの適用範囲の拡大、あるいは仕様基準の開口部比率の制限撤廃と、いろいろ盛り込まれておりますけれども、これは来年4月に施行ということになっておるんですが、私もこれは非常に、私たちにとっても非常に効果的で期待が高いということがありますので、できれば早期に運用したいなということでございまして、できればこういった合理化された基準を、省エネ基準の届出等、現行法においても何か扱えるようなご配慮がいただければと思っておりますので、ぜひご検討いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(議長) 一番最後の質問、いかがですか。

(事務局) 一番最後の件ですけれども、確かに新法の基準ではいろいろと合理化を図るといったようなところが幾つかございますが、現行の省エネ法の届出が、あと平成28年度の1年間だけダブって残るといったようなことになろうかと思っております。合理化ですので、できるだけ反映したいとは思っているんですけれども、1年のために何かいろいろと基準を見直したりとか、そういったところまで難しいものも出てくるかもしれませんので、ちょっと可能な範囲でできるだけ対応させていただきたいと思っております。

(議長) ありがとうございます。

じゃあ〇〇先生、まず。発言していないので。

(〇〇委員) 資料4の基本方針について、ちょっとご意見をとします。これまで国交省等で、例えば住まいであると、住まいと住まい方って両面の委員会が開催、

委員会の中で議論されていたと思うんです。今回の方針ではかなり省エネのハード側の意見が強くて、どうやって住宅に住んでいくとか、オフィスであれば、例えば内部負荷を減らせば、EMを減らせば空調負荷は激減するわけで、もう少し住まい方とか使い方に関する情報提供をするというようなことが1項目でもあったほうがいいんじゃないかと考えます。2番目は、これは経産省で行われている長期エネルギー需給見通しの省エネルギーによる5,000万キロリットルの削減に対して、これがどんなふうに効いていくのかとか、どういうロードマップを描くのかというのはやはりきちんと、書きづらいかもしれないけれども書く必要があるのではないかと。あとラベル化については委員会の委員長をさせていただいて、国交省の他部局、あるいは他省庁からも大変前向きな発言をいっぱいいただいているので、ここの委員の皆さんとぜひ普及をさせるように頑張りたいと思うので、ご協力をいただければと思います。それから、最後は建材と機器の性能なのですが、これは性能評価機関がどの程度チェックするか。例えば、シックハウス規制対象建材だったら、建材についている全部の、表まで全部そろえろと指導主事がおっしゃることがある。今回、エアコンだとか建材の熱貫流率に関してどの程度のエビデンスを用意しろということになるのか。審査のやり方がかなり大変さに効いてくると思うのです。このあたりの方向感とかいうのを教えて頂けないか。やはりエビデンス整備に関しては資料にあるように製造責任が負うようにしなきゃいけないんじゃないかと思っています。

以上です。

(議長) じゃあ、コメントをお願いします。

(事務局) 基本方針についていただいたご意見につきましては、住まい方のお話ですとか、それからエネルギーミックスの関係ですとか、ラベリングの話ですとか、ちょっと書ける部分と書けない部分があるかと思っていますけれども、そこはご意見を踏まえて対応していきたいと思っています。

それから建材と機器の性能の関係で、どんなものまで求められるのかというお話ですけれども、前回は資料で出させていただいたように、第三者認証までは求めないでいいんじゃないか。自己適合宣言で認められるようにしたいと考えていまして、現状のカタログ値をそのままというのはまずいんでしょうけれども、実数に基づく自己適合宣言ぐらいあれば認められるような枠組みを整備していきたいと思っています。

(議長) ありがとうございます。

それじゃあ〇〇委員、お願いします。

(〇〇委員) まず、誘導水準に関しては、資料4の④のところに、5ページのところですね、誘導水準は容積率の緩和をやるんですという話と、それからその下の3のところに、インセンティブを考えますというふうなことが書いてあるんですが、もう少し期待させていただいてもいいのかなと思っております、誘導水準というのは一体どういうものかというものははっきりと書いていただきたいなど。その上で、少なくとも新築住宅に住む日本人の全てが快適な環境で生活ができるというようなことを誘導水準で、現状か将来かは別にして、最終的には目指すのかについて触れていただければ大変いいのではないかなと思っております。

それからもう一つは実務的な話で、ラベルの比較マーク、適合マークというのがあります。今日の資料では既存建物の改修ということですが、第36条を見ると、例えば既存適合ビルというのはいっぱいあると思うんですけども、それも届出をしてクリアしているとすれば、このマークを使えると考えられるでしょうか。あるいは、新築ももちろん適合するわけですから、このマークは新築も使えるし、既存適合も使えると。そうすると基準が違うものが同じマークになるなんていうことも起こり得るので、ちょっと複雑になると思います。

(議長) いかがでしょうか。

(事務局) まず、後半の方ですけども、ラベリングの第36条のマル適マークの制度としては、新築であっても既存であっても使えると。ただ、主に使う場面を考えると、今、BELSのほう、第7条の表示のほうで、より高い性能のものは星が3つ、4つ、5つといったようなものを表示していくと思うんですけども、星が1つとか2つとか、そのぐらいレベルのものが、おそらく星が少ないのは嫌だということでマル適マークのほうに流れるんじゃないかということ想定しております、そうすると多分、マル適マークを使うのは、おそらく既存を改修したようなところがほとんどになるんじゃないかなと。既存建築物でマル適マークを取っていただくことも構わないんですけども、現状を考えると、やはり既存で取るよりも改修のタイミングにというのが一般的な使われ方なんじゃないかなということでそのように書かせていただいているもので、特にそういった取り方を阻むものではないです。

(議長) 誘導基準は？

(事務局) ちょっとそこは、全部書けるかどうかわかりませんが努力します。

(議長) じゃあ〇〇の方、お願いします。

(〇〇オブザーバー) 1、3地域の試算結果、例示ありがとうございます。

質問、2点ございまして、1つが、新法以前の建物の増改築に関して、どこから適合になるのかという定義はどういうところにかかれるのかということ。

もう1点が、「容積率特例を受けられる場合の機器はどういうものが定義されるのか」というのは、どのようなところに今後表記されていくのかということを教えてください。

(議長) お願いします。

(事務局) 今の2点はここですね。政令なり、政令に基づく告示を整備する段階で決まっていくことでして、ちょっと今の時点ではまだ確定したものが申し上げられないという状況です。今後、政令のパブコメですとか、そういった中で出てくるんじゃないかと思います。

(議長) よろしいですか。

じゃあ〇〇さん、お願いします。

(〇〇オブザーバー) ありがとうございます。〇〇委員とか〇〇委員がお話しになったことと関連するんですけれども、建材等の表示に関してですが、私ども、PRになるんですが、優良断熱材の認証制度というのをスタートしてまして、低炭素住宅の評価協の評価基準の中で、J I Sと同等として扱っていただけるように今なっています。こういううちのマークなんですけど、先ほど窓の表示の絵は例示で出ていましたけれども、断熱材に関して、J I S性能よりも高いものとか、あるいはJ I Sは取れないけれども、J I S並みの品質管理なり性能を持っているもの、現在やろうとしているのは、さらに現場施工の断熱についても認証するというような形で範囲を広げていこうとしてまして、だからぜひ、今後義務化に向けて、いろいろな素材の評価、先ほど自己認証でもいいというお話もありましたけれども、一応、本件については第三者認証の1つとして、業界団体の認証ですが、評価協でそういう扱いをしていただき始めていますので、ぜひご活用いただければと、PRです。

(議長) ありがとうございます。

それじゃあ〇〇さん、お願いします。

(〇〇オブザーバー) 〇〇でございます。質問というよりも、改めてのお願いということなんでございますけれども、今般、例えば標準入力法、モデル建物法、住宅のほうではWebプログラムというのが今後一層整備されてくるという予定だと思うんですが、既にその方向でいろいろご配慮いただいているんですが、ツール等々が、ベータ版ができた段

階で、ぜひ速やかな開示、そして我々業界側からも意見照会の機会をいただくことをぜひお願いしたいと思います。十分な検証をとるというご意見が既にあったかと思いますが、我々もその十分な検証に対してぜひご協力をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

(議長) ありがとうございます。

〇〇先生にトリをと思ったんですが、その後、〇〇さんが立てましたので、〇〇先生、先ですんで。

(〇〇委員) 資料4の6、7ページのところで、6ページの最後、建築物の所有者等が講ずべき措置となっていて、その(2)ですね、7ページにかかりますが、最後のところを見てみると、「特に、特定建築物の所有者等は、省エネ基準に適合する状態が確保されるよう維持保全を実施するものとする」となっていますが、この部分は今まで省エネ法に基づいて届出を出すと、3年ごとに検査して出すというような制度がありましたが、その辺をイメージして書いてあるのかどうかを1つ伺いたい。また、その「建物等の所有者は」ということで6ページの一番最後ですか、①と②があって、①のほうは、「既設の設備の更新及び改善並びに」「制御等の用に供する付加設備を導入すること」となって、「導入すること」と言い切りになっている。②のほうは、最後に「改修その他の所要の措置について検討すること」となっていて、①と②は表現を変えています。この①は、かなり強くやれということなのかなと解釈したんですが、その点はいかがでしょうか、というのが2番目の質問です。

(議長) 〇〇委員からも同じような質問があったと思いますが、何か今、答えられる範囲でどうぞお願いします。

(事務局) 基本方針は今後、各省協議によって変わり得るというようなことを先ほど申し上げましたけれども、ちょっと語尾の表現のあたりはまだ精査中の部分もある段階で出させていただいてまして、そこは全体的に整理させていただきたいと思います。

(議長) じゃあ〇〇委員、〇〇委員で終了したいと思いますので、よろしくお願いたします。

(〇〇委員) はい。質問というより2点、意見ですが、1つは、〇〇委員からは新建材だとか技術の評価、それをなるべく広くスムーズに受けられるようにというご意見だったと思うんですが、全く同感でございます。そのための受け皿をきちんとしていかなければいけないんじゃないかなと思うんですが、一方で建材とか新技術を提供して

いただく側の産業も、先ほど自己適合宣言の話がありましたが、J I Sであるとか業界基準というものの整備をしていただかないと、技術の定義すら曖昧で評価が難しいので、ぜひその辺のご努力をお願いしたいなというのが1点です。

もう1点は、外皮に関してなんですけれども、最近外皮、これ、住宅が主ですが、基礎であるとか、土間であるとか、その辺の新しい知見が出てきておりますので、ぜひ評価方法の簡便化と精度の向上というところを急ぐべきではないかなという2点、意見でございます。

以上です。

(議長) どうもありがとうございます。

じゃあ〇〇先生、最後お願いします。

(〇〇委員) 短い質問というか、質問です。モデル建物法なんですけれども、基準適合の判定に大変簡便な方法だということで、よいことだと思うんですが、過去に議論があったかもしれませんが、今日の資料で読み取れなかったんですが、複合建物というのは、全くこのモデル建物法の対象にはなっていないのか、あるいはモデル建物法を使っても計算ができるということであれば、その検証を十分にやっていただきたいなと。いろいろな組み合わせがあると思いますので、そういう意見というか質問でございます。

(議長) これは答えられると思います。どうぞ。

(事務局) 一応、モデル建物法で複合の用途の建物も評価できるということになってございます。今後、拡大していくということに当たって、検証はさせていただきます。

(議長) ありがとうございます。

ちょうどいい時間になりました。本日は非常にいい議論ができたのではないかと思います。事務局というかこういう基準をつくるほう、いろいろなまだ宿題ですね、検討事項、あるいはそういう文章の見直し等いっぱいございます。体制のそういう新たな構築なんかもあると思いますけれども、この委員会のミッションとしては、かなり本質的なことも議論しましたし、意見の、そんな大きな差があるわけでないし、いい方向にまとまってきたのではないかと私は個人的にも判断しておりますので、本日、この事務局から説明のありました省令・告示案の素案でございますけれども、これについてこの当初の案のとおり、今回の案でパブリックコメントに出すということで進めていただこうと思います。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。事務局において、今後、表現等の精査、適正化が行われると聞いておりますが、実質的な内容な変化がない限り、多少の変更

等、議長の私に一任ということで進めていただこうと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」との声あり)

(議長) ありがとうございました。

最後に、それでは事務局から、今後のスケジュールについてご説明をお願いいたします。

(事務局) それでは資料5をご覧くださいと思います。本日の議題になりました件につきまして、パブリックコメントを10月ごろに実施をしたいと考えてございます。その後、11月ごろ、次回の合同会議ということで、取りまとめをしていただければと考えてございますし、環境部会への報告等を予定しているところでございます。また、これらのパブリックコメントをした結果につきまして、12月ごろまでに政省令・告示の公布を予定しているところでございます。それを踏まえまして、年明けの1月ごろから講習会を実施いたしまして、誘導基準等の関係につきましては来年4月ごろの施行ということで予定しております。さらにその後、第2弾の施行の上で規制の関係のほうでございませけれども、こちらのほうの講習会については来年の秋ごろからスタートして、平成29年4月ごろの規制のスタートということで進めたいと考えてございます。また講習会におきましては、今日いただいたさまざまなご意見がありますけれども、こうしたことも講習会の内容にしっかりと盛り込んで、周知徹底を図っていきたいと考えてございます。

また、次回の日程でございませけれども、こちらについては11月ごろということで書いてございますが、現在、日程調整中でございます。決まり次第、場所と日程を連絡させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

(議長) それじゃあ以上で、本日は終了したいと思います。どうもお疲れさまでした。

— 了 —